**○○訪問介護事業所**

**指定訪問介護事業運営規程（例示）**

（事業の目的）

第１条　この規程は、（法人名）が開設する指定訪問介護事業所「○○訪問介護事業所」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある要介護者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　指定訪問介護事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

５　前４項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第27号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　○○訪問介護事業所

（２）所在地　○○市・・・・・・・・・○○番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１人（常勤１人）

　　　　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者　○人以上（常勤換算○人以上）

　　　　サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）の作成等を行う。

（３）訪問介護員　2.5人以上（常勤換算）

　　　　訪問介護員は、訪問介護（介護予防訪問介護）の提供に当たる。

*（注）各事業所の人員配置の実態に合わせ、表形式にする等、わかりやすく記載のこと。*

（営業日及び営業時間等）

第５条　事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

（１）営 業 日　○曜日から○曜日までとする。

ただし、１２月２９日から１月３日まで及び祝祭日を除く。

　　　　＜サービス提供日＞　３６５日

（２）営業時間　午前○○時○○分から午後○○時○○分までとする。

＜サービス提供時間＞　午前○○時○○分から午後○○時○○分までとする。

*（注）各事業所のサービス提供の実態に合わせ、わかりやすく記載のこと。*

（事業の内容及び利用料等）

第６条　事業の内容は次に掲げるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

（１）身体介護

（２）生活援助

（３）通院等乗降介助

*（注）法定代理受領サービス以外のサービスを実施する場合等、適宜記載のこと。*

２　第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

　　なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

（１）通常の事業の実施地域を越えてから、片道○○ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満　○○○円

（２）通常の事業の実施地域を越えてから、片道○○ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上　○○○円

３　正当な理由がなく訪問介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。キャンセル料については別添○○のとおりとする。

　　４　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

５　前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第７条　従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時等における対応方法）

第８条　事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者、市町村及び京都府等に連絡するものとする。

２　利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第９条　事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。

２　事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条　通常の事業の実施地域は、○○市、○○町の区域とする。

*（注）客観的にその地域が特定されるよう表記すること。*

（個人情報の保護）

第11条　事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（秘密の保持）

第12条　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（従業者の研修等）

第13条　事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後○か月以内

（２）継続研修　年○回以上

（虐待の防止）

第14条　事業所は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

⑴　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図る。

⑵　虐待の防止のための指針を整備する。

⑶　従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は，サービス提供中に，当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者

を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は，速やかに，

市町村に通報するものとする。

*※当該項目については，令和6年3月31日までは努力義務。*

（その他）

第15条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、○○（法人名）と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　　附　則

　この規程は、令和○○年○○月○○日から施行する。